

教育制度改革案

教育改革同志会編

256.1

137



\* 0042610000 \*

0042610-000

256. 1-137

教育制度改革案

教育改革同志会 · 編

教育改革同志会

昭12

AHD

乞御高評

教育制度改革案

教育改革同志會

昭和十二年六月

256  
13

256  
1371

發行所寄贈本

目 次

例 言

第一 教育改革の根本方針	一
第二 教育制度改革の目標	一
第三 教育制度改革の要領	一
四、學校の種類	一
五、義務教育に関する事項	一
六、特殊教育に関する事項	一
七、私立學校に関する事項	一
八、教育機關の配分に関する事項	一
九、教育内容の改善に関する事項	一
十、特權廢止並に現行試験制度改革に関する事項	一
十一、教育者養成に関する事項	一
十二、教育者養成に関する事項	一
十三、社會教育に関する事項	一



- 註  
教育改革同志會々則 ..... 一九  
教育改革同志會同人名簿 ..... 二九

例　言

- 本案は先に昭和六年五月教育研究會の名によりて教育制度改革案として發表せしものを草案として、昨夏以來更に十數回の會合を重ね研究討議の上修正成案なりたるものである。
- 勿論本案に關しては、同人自らも未だ完璧と信するに至らず、且つ案中の各事項に就ては、同人中にも些少の異論無きにはあらざれども、その大綱に於ては、同人等の等しく方今の一喫緊事と信せらるゝ點を遺憾なく集成したつもりである。
- 云ふ迄もなく教育の改革は、その内容、制度及びこれが運用に關する行政財政等の各方面に亘り廣汎なる問題を包含してゐるが、茲には先づ教育制度の改革に關する成案を得たるを以て廣く大方の清覽に供し、その批判を仰ぐ次第である。
- 今や教育制度の改革は已に論議の時期より、實行に進む可き機運に達しつゝあることは

云ふ迄もなき事にして、且つ改革の方向に就ても、その根本に於て多數識者の見解は略一致しつゝあるものと信する。

□よりて、我々同人相諮詢りて、茲に教育改革同志會を結成し、その趣旨の實現に向つて邁進することとなつた。幸ひに、右改革案の趣旨大綱に於て貴下の御賛同を賜はり、且つ本同志會に御參加の上御協力御鞭撻の榮を得ば同人一同望外の歓びである。

昭和十二年六月

### 教育改革同志會同人

## 教育制度改革案

### 第一 教育改革の根本方針

我國の教育は、明治以降長足の進歩をなし、今日に於ける國運の進展、文化の發達は、その力に負ふところ極めて大である。併し乍ら、輓近國家内外の情勢は著しく變化し、國內各方面に於ける改革を要望すると共に、教育の指導的任務は愈々大となり、之に適應すべき教育改革の必要は、益々切實となるに至つた。いまかゝる見地より現下に於ける教育改革の根本方針を示せば次の如くである。

一、從來の教育に於ける主知主義的、個人主義的傾向はその餘弊として知識と人格との乖離を來し、ために、國家及び社會に對する國民の奉公協同の精神は萎靡沈滯し、國家及び團體生活に於ける道義の頽廢を招來し、國民の人格的教養は動もすれば、開却せられ、内外情勢の急迫と相俟つて、今や寒心すべき事態を釀しつゝ

ある。此際に於ける教育的一大急務は、國民をして我が國體の本義に徹せしめ、協同生活、共存共榮の眞意を會得して、各自その職分を通じて至誠國家社會のために奉公協力し、團體生活のために互に協同する精神を涵養せしむると共に、國民の人格的完成に愈々重きを置くにある。

二、歐米文明に急速に追隨することが緊急必要事たりし明治時代の教育は、その主眼點を少數の上級學校教育に集中し、小中學等の國民大多數の教育は犠牲に供せられ、その準備教育たるに過ぎざるものと化した。加之、右の時代的要要求の爲に學校卒業の資格を不當に特權化すると共に、一方に於ては國民大衆の社會教育は甚だしく等閑視せられた。この結果、最近に於ける我が國際的位置の急激なる向上にも拘らず、その健實なる發達の基礎たるべきわが國民一般の文化的水準は之上に沿はず、ために各種の社會的、政治的缺陷をも暴露しつゝある。此際に於ける教育改革的一大眼目は、從來の方針を一新して重きを國民大衆の教育とその實際化

に置き、その基礎の上に各種専門の教育機構を樹立し、學校卒業に伴ふ各種の特權を廢すると共に、大いに社會教育を重視する事にある。

三、學校卒業者の就職難は依然として現代社會不安的一大根源を成してゐるが、此の一半の責任は、教育そのものに在る。蓋し、從來の教育制度は創始當時の社會的要求に適應して組立てられたものなるが、其後時代の變遷と共に、教育に對する社會的要求が著しく變化せるにも拘らず、教育機構及び內容そのものは、多く舊態を墨守し、時代の要求と乖離するに至つたのである。現下の急務は從來の教育機構とその内容を根本的に改革して、國家社會の現代並に將來の要求に適應せらる實際教育を施すと共に、常に社會的要求の變化に敏速に適應し得るものたらしむることに在る。

四、我國の教育は、明治以降の社會的要求たりし模倣拙速主義の弊に加ふるに、必

要以上の劃一主義、記憶偏重主義に墮し、爲にわが國家的發展と國民生活の打開向上とは著しく阻害せられる結果に陥つてゐる。現下に於ける教育改革的一大方針は、一方に於ては豊富なる獨創力と、倦まざる研究心を涵養すると共に、他方に於ては各人各自の長所を最善に助長發揮せしめ、以て創造的新日本文化の建設に邁進せしむることにある。

五、輓近に於ける急激なる我が國際的位置の向上は、わが國家國民の世界的使命の愈々重大なるを思はしめる。現下に於ける教育改革の一大眼目は島國根性を蟬脱し、氣宇廣闊にして雄大なる大國民の襟度識見を涵養すると共に、我國民古來の特色たる内外文化の攝取融合の長所を愈々發揮せしめ、以て世界文化の新展開に貢獻することにある。

## 第一 教育制度改革の目標

- (一) 國民大衆教育制度の確立
- (二) 國民教育完成としての中等教育の普遍化
- (三) 教育の實際化
- (四) 特權廢止と現行試験制度の改善
- (五) 師範教育の改革
- (六) 教育行政系統の確立

### 第三 教育制度改革案の要領

#### 一、學校の種類

(一)學校の種類は小學校、中等學校、大學校及び大學院とし、現行の高等學校及び專門學校は之を廢止す。

(二)中等學校は、青年學校及び中學校とす。

#### 二、小學校

(一)小學校の修業年限は六ヶ年とす。其れ以上は中等教育となし、現行の高等小學校は之を廢止す。<sup>(註一)</sup>

(二)小學校教育の目的は大體現行同様とすと雖も、特に勤勞教育の徹底、創造的、精神の陶冶及び社會生活に對する訓練等に一層の努力を要す。

#### 三、中等學校

(一)中等學校は國民教育の完成を以て目的とす。

(二)國民教育は(a)身體、德性、智能の一般的陶冶の爲の普通教育、(b)國家生活に關する知識と徳性とを涵養する爲の公民教育、(c)勤勞を樂しみ職業生活の知識と技術を磨く爲の職業教育、の三者をその内容とす。

#### A 青年學校

(一)青年學校は既に家事に從事し又は職業生活に入れる者を就學せしむるを以て原則とす。<sup>(註二)</sup>

(二)青年學校の修業年限は六年とし、之を前期二年後期四年の二期に分つ。<sup>(註三)</sup>

(三)青年學校の授業時數は左記に依るものとす。<sup>(註四)</sup>

前　期	一ヶ年七百時（一週二十時間三十五週）以上
後　期	一ヶ年二百八十時（一週八時間三十五週）以上

(四)青年學校の學科の種類及び課程、教授時、時數、並に時季に就ては廣き自由

を認め、教授方法は實際を旨とする。(註五)

(五)青年學校に於ては、研究科を置き得るものとす。

(六)雇主は雇人の青年學校の教育義務履行に對しては、賃銀を減額する事なくして、少くも一週六時間以上の時數を與ふる義務あるものとす。(註六)

(七)小學校教員は青年學校教師を兼務し得ざるものとす。

本案實施後一定期間内に限り、適當の考查方法に依りて現在の小學校教員を青年學校教師たらしめ得るものとす。(註七)

## B 中學校

(一)中學校は修業年限は三年乃至五年とし、小學校卒業者をして入學せしむ。青年學校前期の卒業生に對しては、適當の學年に、考查の上、入學せしめ得るものとす。

(二)現行中學校、高等女學校、實業學校の名稱は之を統一して凡て中學校とし、

學科の種類、土地の情況等に依り、普通中學校、農業中學校、商業中學校、女子中學校、家政中學校、等適宜の名稱を付せしめ、又一學校にして普通科、農業科、商業科、工業科等數科を併置する事を得。

(三)中學校の學科目は從來の學科目に大改正を加へ、更に公民科、職業科及び實習を課し、且つ被教育者の性情、土地の事情並に教育者の意見等に依りて、學科課程、科授時數に就いて廣き自由を認むるものとす。

(四)中學校に於ては勤勞の精神を養ひ、人格を陶冶し、且つ職業的能力を得せしむる爲、毎日原則として、相當時數の實習作業を課す。

(五)國、府縣、市町村等に於ては貧困兒童の爲に獎學資金を設け、小學校卒業者中優秀なる者に對して中學校に進む機會を與ふるものとす。

## 四、大學校

(一)専門の學術を研究し、技能を修むる爲、大學校を設く。(註八)

- (二) 大學校に於ては人格陶冶に充分力を注ぐ事とす。
- (三) 大學校の修業年限は三年乃至五年とす。
- (四) 大學校は人物學力並に體力を考查して、一般より入學せしむるものとす。その學力考查の標準は、修業年限五年の中等學校卒業程度とす。
- (五) 前項の學力考查は、普通學科、公民科及び實習科に就て之を行ふ。
- (六) 現在の大學、高等學校、專門學校を整理して大學校とす。(註十)
- 女子の高等専門教育機關の新設並に充實を圖る事。(註十一)
- 私立大學校の發達を助長するものとす。

## 五、大學院

- (一) 最高學術研究の機關として大學院を設く。(註十二)
- (二) 大學院は論文及び其他適當なる考查を以て一般より入學を許可す。
- (三) 大學院は修業年限なく又卒業なし。五ヶ年を越ゆるものは、特別のものを除き退學せしむるものとす。

- (四) 大學院は後に述ぶる處の一般研究指導機關と指導上の連絡を保つものとす。
- (五) 大學院に於ては共學を原則とす。

## 六、義務教育に關する事項

- (一) 國民は次の如き教育義務あるものとす。
- |         |     |
|---------|-----|
| 小　學　校   | 六ヶ年 |
| 青　年　學　校 | 六ヶ年 |
- (二) 中學校と義務教育との關係は次の規定に依るものとす。
- (イ) 三年制中學校卒業者及び之と同等以上の中學校教育を受けたる者は、教育義務を完了したるものと認む。(註十三)
- (ロ) 三年未満の中學校半途退學者は夫々相當期間青年學校に就學する義務あるものとす。

- (三)現行小學校令第三十三條第三項の就學義務の免除及び猶豫に關する規定は之を廢し、貧困者に對しては公費就學の制度を設くる事。(註十四)
- (四)義務教育の徹底を圖る爲速かに兒童勞働に關する社會法規を制定する事。

#### 七、私立學校に關する事項

- (一)私立學校に於ては、義務教育を除くの外は、前數項によらず教育方法又は修業年限等に於ても廣汎なる自由を認むるものとす。
- (二)私立學校に對する國家の監督は、主として學校經營並に財政に關する事項、學生の健康衛生に關する事項及び國家生活に對する教育的態度を對象とする事。
- (三)教育的特色ある私立學校に對しては、補助の途を講ずる事。
- (四)かくの如くして私塾制度等の復活をも可能ならしむる事。

#### 八、教育機關の配分に關する事項

(一)各種専門教育機關の配分並に其の收容人員は常に國家社會の必要に應じて其の調節を圖る事。

#### 九、教育内容の改善に關する事項(註十五)

- (一)本案教育改革の根本方針に則り、學科目的編成、教材の選定、教授時數の配分等を根本的に改革する事。
- (二)教育内容の刷新に伴ひ教科書を改編し、且つ教科書に於ける全國劃一の弊を打破する事。
- (三)教科書偏重の弊を矯め實際生活指導を中心とする教育を施すと共に、體驗と勤勞とに基く實踐的訓練を重視する事。
- (四)映畫、ラジオ等を極力利用して教授能率の増進を計り、教師の知育に捧ぐる精力と時間とを節約し、之を兒童の訓育に用ひしむる事。

## 十、特殊教育に關する事項

- (一) 盲啞教育其他の特殊教育の振興を圖り且つ其の義務制を考慮する事。
- (二) 特殊教育研究並に教育者養成の爲の機關を設置する事。
- (三) 教護院を文部省の管轄とする事。

## 十一、特權廢止並に現行試験制度改革に關する事項

- (一) 學校卒業に伴ふ特權並に稱號等は總て之を廢止する事。
- (二) 凡ての上級學校への入學の特權をも之を廢止する事。
- (三) 現行の入學進級其他の試験制度を改善する事。
- (四) 一定の資格を要する職業に就ては必要なる國家検定試験を行ふ事。
- (五) 現行の高等文官試験制度を改革し、特に行政各部の機能に應ずるやう其の試験を適當に分化する事。(註十六)

## 十二、教育者養成に關する事項

- (一) 小學校教員候補者は中等學校五年卒業以上又は之と同等の學力を有するものゝ内より人物學力考査の上選拔し、小學校教員養成所に於て之に二ヶ年間教育者としての教養を行ふ。
- (二) 青年學校及び中等學校教員候補者は大學校卒業又は之と同等の學力を有するものゝ内より人物學力考査の上選拔し、中等教員養成所に於て之に二ヶ年間教育を行ふ。
- (三) 前二項の教養を了りたるものは試補とし、一ヶ年間實習を行ひ、検定を経たる後教員たるの資格を與ふるものとす。
- (四) 教育研究所を設け、教育に關する研究をなし、且つ教員再教育の機關たらしむ。
- (五) 教員たるの資格を得たる後、三年乃至五年の間に於て前項の再教育を行ひたる上検定を行ふものとす。更に其後三年乃至五年毎に再教育を受けしむるもの



とす。

(六)教育者に實地研究の途を開き、絶えず實際社會と接觸せしむる方法を講ずる事。

(七)德望、識見、實力、經驗ある適任者を教員に任用するの途を開く事。  
(八)教員の地位待遇を向上し安んじて其の職に盡さしむると共に、適任者をして永く適所に止らしむる途を講ずる事。

(九)現行師範學校及び高等師範學校は之を廢止す。

### 十三、社會教育に關する事項

(一)新聞雜誌、映畫、ラジオ、レコード等をして、社會教育機關たる責務を自覺せしむると共に、其の機能を愈々活用發揮せしむる組織を設くる事。  
(二)兒童讀物並に兒童娛樂の諸施設を統制改善し、其健實なる發達に務むる事。  
(三)スポーツの選手本位主義を打破して、其の一般化、社會化を圖ると共に、ス

ポーツを通じて、團體精神の涵養と訓練とを圖る事。

(四)團體を利用しての社會教育は男女青年團體、壯年團、婦人會等を指導獎勵して之を行ひ、現在以上大いに力を用ふる事。

(五)地方公共團體は成人講座、婦人講座、青年講座を設け、前項團體によるの外自ら社會教育を行ふ事。

(六)各種產業團體の社會教育的施設を指導獎勵する事。

(七)圖書館、科學館、博物館等の普及を圖り、一般人士の利用に供すると共に、積極的に社會教育機關としての活動をなさしむる事。

(八)研究指導所を設け、一般學術、產業の研究を助長し、學校以外の研究を盛ならしむる事。

(九)府縣には地方の事情により農業、工業、商業等の研究指導所を設け、實地に農業、工業、商業に從事しつゝある人々を簡単なる考查により選抜し、その指導を受くることを得せしむ。

(十)全國重要な地方に於ては別に自然科學研究指導所、人文科學研究指導所等を設く。

(十一)かくの如き研究指導所は、圖書館、科學館、博物館、農事試驗場、工業試驗場其の種専門の大學校又は其の種の特色を有する中等學校等と併設するを可とす。

(十二)研究指導所は前掲の大學院と研究上の連絡を保つ事とす。

(十三)各大學校及び研究所は一般公衆の爲公開講座を開く。

#### 附 記

教育の根本的改革に當りては、右教育制度の改革と相俟つて教育行政機構の改革も當然考慮せらる可きてあるが、之は一般行政機構の改革と關聯を有し、單獨に

研究立案することが不可能なる故、追つて一般行政機構改革案に於て發表する事とす。

#### (註一)

義務教育年限の延長は必ずしも「小學教育」の年限延長を意味するものではない。義務教育問題は國家がその存立發展の上から、また國民としての資質啓培の上から、如何なる程度の教育を必要とするかといふ見地から考へられねばならない。小學卒業生は既に青年期の初期に入つた青年であるから、年齢や心身の發達、生活經驗等の關係から考へても、兒童を對象とする小學教育そのものゝ延長としての教育を施すべきではない。この時期の教育は之を初等教育と全く切り離し、青年期を通じて一貫したる國民教育完成としての中等教育とするのが至當である。

#### (註二)

青年學校は小學校卒業者中、既に家事に從事し又は職業生活に入る者を就學せしむるのが原則である。然し實際に於ては現に高等小學校に就學せる者の尠からざる者が然る如く、小學卒業者にして中學校にも進まず、家事に從事せず又職業生活にも未だ入らざる少年が少くない（殊に都會に於て）。従つて青年學校の建前としては、これ等の青年をも全部收容して教育する。

因に從來の統計に徴すれば、尋常小學校卒業者の中約二割が中學校、約六割一分が高等小學校に進み、その他の一割九分が尋常小學校卒業のまゝ實社會に入つて行く實狀にある。青年學校はこれ等後二者の全部を收容するのである。

### （註三）

從來高等小學校に在學せる者は青年學校の前期に收容されることになる。

### （註四）（註五）

前述の如く、青年學校の教育は、原則として、既に家事に從事せる者か、又は職業生活に入る者を對象として行はるゝものであるから、その教授時間も出來るだけ學校以外の職業生活と衝突の少ないやう工夫さるべきである。併し、實際に於ては前期二ヶ年の就學者は從來の高等小學校在學者に相

當するものなるを以て、之をフルタイムの教育となし、相當時間の授業を課するも差支へない。さり乍ら、後期四ヶ年に於ては職業生活上の必要から、その教授時數及び教授の時間に就ては特別の考慮を拂ふ必要があらう。茲に於て本案は、前期の教授時數については、之れを一週二十時間以上として廣き自由を認め、一般學科は大体に於て午前中で済まし、午後は職業科目に對する實習時間とする。この午後の實習は家庭及職場に於て、より適當なる作業を修得し得る者に對しては、家庭及その他に於ける作業をもつて之に代へる事を認める。斯くして學校と家庭若くは職場とを連絡協力せしめて、統一、一貫せる職業教育を行ふことを可能ならしめる。然るに後期四ヶ年の教育は、既に一人前の職業人として生活しつゝある者を専ら對象とする教育であるが故に、その教授時數及教授時間も勢ひそれ丈け制限を受けざるを得ない。従つて、後期は大体に於てパートタイムの教育を原則とする。而して茲に掲げた教授時數の一年二百八十時間（一週八時間三十五週）は國民教育完成の目的から云つても最小限の要求である。云ふ迄もなく、この場合に於ける教育は決して社會生活から遊離したものであつてはならない。従つて學科の種類及び課程の編制も、割一的ではなく、可及的に就學者の職業と關聯あるものを擇擇せしむるものとする。又教授時もその夜間たると晝間たるとはなるべく之を自由にし、且つその時季についても、地方の事情と職業の繁閑に應じて、最も適當なる時季を選び得るものとす。

## (註六)

雇主が雇人に對して青年學校の教育義務履行に對して與ふ可き時間は、年、週を通じ大体に於て平均する事が望ましいことであるが、しかし、職場の關係によりては、之を或は一週間の中の何れかの日に、或は業務の繁閑によつては季節的に集中して與ふるも防げない。

## (註七)

青年學校教師は中等學校教師たるの資格を要するが故に、小學校教員は青年學校の教師たるを得ず又その兼務は絶対にこれを認めない。併し現在の高等小學校教員については、本案實施後一定期間内に限つて適當の考查方法を設け、青年學校教師たらしめ得る途を講する必要がある。これは一は、高等小學校の廢止によつて生ずる教員の失職を防ぎ、一はこの種青年學校の急激なる設置によつて生ずる教師の不足を充たす便法ともなり得るからである。

## (註八) (註十)

現行の大學生は最高の學府であり、學術の蘊奥を攻究する有力なる機關であるが、事實今日各大學生に

聚集する學生の大多數は學術の研究を主眼とするものではなくて、卒業後は會社、銀行、官廳等に於て實務に當ることを目的としてゐるものである。これ等の學生に對しては、今日の如き大學教育は實際上必ずしも必要ではなく、寧ろ將來の職業生活に適する職業教育を授くる方が、本人にとつても國家にとつても有意義である。現行の大學制度は、學術研究の向上を任務とする機關と、社會の實務に携はる者に對して適切有效なる職業教育を行ふための機關との兩者の目的を追うてゐるため、其の何れの任務をも十分に遂行し得ぬ現狀にある。本案の趣意は兩者を劃然と區別し、最高學術研究機關としては後述の如き大學院を新設すると共に、現在の大學生、高等學校・專門學校は、その官公立たると私立たるとを問はず、總てこれ等を國家社會の需要に應じて適當に整理し、専門の職業教育機關としての新制の大學生に改造するにある。

## (註九)

大學校を職業教育を目的とする機關とすれば、今日の修業年限は必ずしも必要ではない。加之、其の修業年限を可及的に短縮して卒業生の社會に於ける活動期間を長からしむる事がより適切である。此の意味に於て本案に於ては、高等學校を廢して大學校の修業年限は大體三ヶ年を原則とし、醫科の

如く特に多くの年限を必要とするものに限つて修業年限を五年とする。

(註十一)

教育に於ける男女の機會均等を圖り、官立女子大學校を設置すること。

(註十二)

大學校を前述の如きものとすれば、從來の大學及び大學院に代るべき最高學術研究機關が當然要求されねばならない。この場合に於ける大學院は、從來の大學より獨立したる機關としてその組織を擴大強化し、研究費を潤澤にし、實際社會と連絡協調を圖り眞に一國學術文化研究の中権機關たる實を具有せしめる。こゝに於ては教授、助教授等には、その主力を研究に注がしめ、研究の成果は特別講義、公開講演、學術報告書等によつて世に公にし、文化の向上を圖ると共に、學術研究者たる素質を備へ、研究の熱意を有する者は研究生として入學せしめ、從來よりもより組織的に教授の指導の下に研究に從事せしめて眞摯なる學術研究者の養成を圖る。入學を許可する學力考査の標準は大体大學校卒業程度とするが、例令青年學校の卒業生でも特殊の問題に就きて能力あり熱意ある者は學歴を問はず

す考査の上自由に入學せしめ、研究に從事し得るやうにする。大學院の數に就ては、現在の綜合大學の殆んど全部を大學院に改造すべきか、或はその内の若干に止むべきかはなほ研究を要するも、成るべく其の數を制限して大學院をして權威あらしむると共に眞に學術研究の最高學府たる機能を發揮せしむることが必要である。

(註十三)

教育義務を滿十八歳迄とすれば三年制中學校卒業者及び之と同等以上の中學校教育を受けたる者は年齢から云へば當然夫々相當期間青年學校に就學せしむべき義務ありと考へられるが、この程度の教育を受けた者はこれを均子定規的に青年學校に收容することなく、教育義務を完了したるものと認むるを適當と考へる。

(註十四)

現行小學校令第三十三條全文を掲ぐれば左の如くである。

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ

府縣知事ノ認下ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキ  
ハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前  
二項ニ準ス

前條中第三項の規定は速かにこれを廢止すべきである。現在義務教育に於ける不就學兒童は（その  
多くは小學校令第三十三條第三項による）毎學年五萬人、従つて少なくとも全國に於けるその數は三  
十萬の多きに達してゐる。彼等は就學を欲しないのではなく、就學し能はぬのである。これを公費を  
以て就學せしむるのが先決問題であつて、此の制度を其の儘にして義務教育の年限を延長することは  
現在よりも更に多くの不就學兒童を出すことに外ならない。子弟をして國民として必須なる最少限度  
の教育を受けしむる事は、父兄の義務であると共に國家の義務である。故に父兄が貧困なるが爲に子  
弟がその權利を遂行し得ない場合、國家社會はより以上にその義務を果すべき責任がある筈である。

#### (註十五)

教育内容の改善は教育改革の中でも最も重大な問題の一つであるので、本會はそれに就き目下銳意

調査研究中である。其の具体案は追て發表する豫定である。

#### (註十六)

時代の要求に伴ひ、現行の高等文官試験制度を、外交、司法、產業、文教、交通等行政各部の機能  
に應じて適當に分化し、官吏採用の能率化を圖り、法科萬能の弊を打破すると共に、法文、農、經、  
商、理、工等出身者を夫々適所に働くやう改むることが必要である。と同時に、試験委員は原則  
として一年毎に之を更新すること、及び試験委員、試験科目の發表は試験直前に發表すること等を併  
せて斷行することが必要である。

# 教育改革同志會文則

名稱

第一條 本會は教育改革同志會と稱す

事務所

第一條 本會は事務所を東京市麹町區丸ノ内  
三丁目六番地昭和研究會内に置く

目的

第三條 本會は我國從來の教育の全面的改革

に向つて調査研究を爲し、且つ其の実行を期する所以二年内に

實行を期するを以て目的とする

本會は前條の目的を達成する爲左の

## 事業を行ふ

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

# 教育改革

安藤正重 純孝

法學博士  
赤 芦  
井 田  
米 均  
吉

井青木誠秀四郎子即上

黑英彥

法學博士 上田貞次郎  
子爵岡部長景

良夫 欽一 賢野 小度學博士

男爵大藏王公惠望

大橋廣子

是  
重  
至  
而  
元  
而  
主  
于

助	夫	麿	十二	一兄	三寬	郎	郎	義	章	郎	作	精
之	文	秀	九	滿	政	澄	慎	太	太	正	治	正
隆	藤	衛	玉	出	林	林	池	池	幡	增	榮	高
藤	衡	玉	出	林	林	池	池	戶	村	村	見	塚
子	爵	工	學	博	士	文	學	博	士	經	濟	學

○ ○ ○  
後木尾大大大井阿  
藤村高塚島藏上部  
文正豊惟正公秀重  
夫義作精德望子孝  
○ ○ ○  
林西那田鈴下佐後  
村須澤木村野藤  
毅太義達利之  
陸郎皓鋪治宏器助

(○印常任)五十音順

法學博士  
望宮三三松松丸  
月島浦木木本山  
軍鐵本太蒸鶴  
四郎清郎清學治吉

---

綿蠟吉吉結山山安  
貫山岡城本室井  
哲政彌太有宗哲  
雄道生茂郎三文子

(○印常任)

五十音順

經濟學博士  
次武谷高高田田添千鈴鈴杉白下清酒佐佐香  
田部口橋田島澤田石木森石村水井藤野坂  
大敬興文孝元  
三欽吉龜保道義一太達史次治由忠寬利昌  
郎一彦吉馬治鋪郎治郎郎宏松正次器康

---

理學博士  
伯爵農學博士  
前藤二平橋原林林長羽西永中那名富東戶  
田原荒生本癸仁村井須取山畑田  
多咲芳三傳左衛未毅如繼夏精貞  
門平德郎門實夫陸閑子郎潛男皓司保一三

三〇

## 御入会に就て

- 本改革案の趣旨に御賛成の方は誰方  
でも入会を歓迎致します。
- 入会御希望の方は挿入の葉書に記入  
の上本会まで御送り願ひます。
- 会員には、本会の出版物を、その都  
度御送り致します。
- 同志御推薦の方は、當會まで住所姓  
名職業等御通知下さい。
- 改革案に関する御意見並に御質問は  
本會調査部宛願ひます。

昭和十二年六月十五日印刷

(非賣品)

昭和十二年六月二十日發行

東京市麁町區丸ノ内仲四號館七號

昭和研究會内

編輯兼　酒　井　三　郎

发行人　加　瀬　文　吉

東京市京橋區築地二丁目一番地

印刷所　文　壽　堂　印　刷　所

東京市麁町區丸ノ内仲四號館七號

昭和研究會内

發行所　教　育　改　革　同　志　會

256  
137

教育改革同志會

東京市麹町區九ノ内仲四號館七號  
昭和研究會

書店

五〇三五

内

